



社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

# ぎふ 環境保全 VOL. 84

• 発行 •  
平成22年  
10月15日



行政ニュース

◆岐阜県微量P-CB汚染廃電気機器等把握支援事業  
補助金について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課



# 目 次

特 集	廃棄物の処理法及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案等について ..... 【資料】法改正の主なポイント .....	2 19
あいさつ	就任ごあいさつ	岐阜県環境生活部長 坂 正光 ... 20
行政ニュース	岐阜県微量P C B汚染廃電気機器等把握支援事業補助金について	岐阜県環境生活部廃棄物対策課 ... 21
振興局だより	次世代エネルギーインフラの普及促進に向けて	岐阜県中濃振興局環境課 ... 24
シリーズ	わがまちの環境保全と対策	各務原市長 森 真 ... 26
協会だより	〈社)岐阜県産業環境保全協会〉 委員会の開催(7月22日・23日) ..... N-EXPO/KANSAI'10の見学(9月1日) ..... 巡回指導・パトロールの実施(9月28~29日 10月5日) ..... 青年部会の動向 ..... 〈社)全国産業廃棄物連合会〉 全国正会員事務局責任者会議(7月30日) ..... 〈中部地域協議会〉 第1回全体会議(7月21日) ..... 第2回専務理事会議(10月1日) ..... 〈産業廃棄物処理関係講習会の実施状況〉 ..... 新規許可講習会[収集運搬](7月27日~28日) 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会(9月8日) 更新許可講習会[収集運搬](9月9日) 〈新規加入会員の紹介〉 ..... 資 料 産業廃棄物処理業景況動向調査結果(概要)について ..... 31 お 知 ら せ 許可の有効期限にご注意 ..... 32 協会への入会のおすすめ ..... 33 電子マニフェスト加入無料キャンペーン ..... 34 電子マニフェストシステムの加入申込み ..... 35 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入方法 ..... 36 産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書 ..... 37 編 集 後 記 ..... 38 福利厚生サービス「ライフサポート俱楽部」の案内	27 27 27 28 29 29 29 29 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38

表紙写真 「秋桜摘み」(各務原市) ..... フォト飛水 関谷武夫

# 特集

平成22年8月3日(火)に開催された「中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理制度専門委員会」で「廃棄物処理法政省令事項素案」が示されました。

その後、事項の整理調整が行われ、10月7日から11月8日の予定で環境省による意見募集(パブリックコメント)が行われています。 <http://www.env.go.jp/info/iken.html>

政令、省令として整えられた後、(社)全国産業廃棄物連合会の主催する「改正廃棄物処理法説明会」が、1月以降、全国10ヶ所程度で開催されます。 中部地域では1月中旬から2月上旬に開催される予定です。

なお、当協会では、岐阜県廃棄物対策課による説明会を3月に予定しています。

## 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 廃棄物処理制度専門部会 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の 一部を改正する政令案等について

\* 素案中「法」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」による改正後の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をいいます。

### 1. 帳簿(法第12条第13項関係)

[法第12条第13項において、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて帳簿の備え付けが義務付けられており、現在は産業廃棄物処理施設を設置している事業者がその対象となっている(現行令第6条の4)。]

#### (1) 帳簿を備えることを要する事業者(現行令第6条の4関係)

帳簿を備え付ける義務を有する事業者に、

- ① 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者
- ② 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場内に設置された、許可対象とされていない小規模な焼却施設において、自ら当該産業廃棄物の焼却を行う事業者を追加するものとする。

#### (2) 帳簿記載事項(現行規則第8条の5第1項関係)

①の事業者にあっては、事業場の外において自ら処分する産業廃棄物の種類ごとに、次のとおりとする。

- 運搬：産業廃棄物を生じた事業場、運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
- 処分：産業廃棄物の処分を行った場所、処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く)後の廃棄物の持出先ごとの持出量

産業廃棄物処理施設を設置している事業者及び②の事業者にあっては、当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、次のとおりとする。

- ・ 処分：処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く)後の廃棄物の持出先ごとの持出量

## 2. 事業場外の保管届出(法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項関係)

事業者は、環境省令で定める産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管(環境省令で定めるものに限る。)を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする(法第12条第3項及び第12条の2第3項)。

非常災害のために必要な応急措置として保管をしたときは、当該保管をした日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない(法第12条第4項及び第12条の2第4項)。

法律の施行日時点で行われている保管については、環境省令で定めるところにより、施行日から3か月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない(改正法附則第6条)。

### (1) 届出対象となる廃棄物(法第12条第3項及び第12条の2第3項関係)

法第12条第3項及び第12条の2第3項の環境省令で定める産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)とする。

### (2) 届出対象となる保管(法第12条第3項及び第12条の2第3項関係)法第12条第3項及び第12条の2第3項の環境省令で定める保管は、300m<sup>2</sup>以上の保管場所<sup>1</sup>で行う保管とする。

ただし、以下の保管については、別の制度により当該保管について都道府県知事が把握することができることから、本制度による届出義務の対象からは除外する。

- ・ 排出事業者が産業廃棄物収集運搬業の許可(積替保管を含む。)又は産業廃棄物処分業の許可を受けており、その許可の範囲で行う保管
- ・ 排出事業者が産業廃棄物処理施設の設置許可を受けており、当該施設で行う処分又は再生に当たって行う保管
- ・ 排出事業者がP C B特別措置法第8条の届出を行った場合における当該届出に係るP C B廃棄物の保管

### (3) 届出事項(法第12条第3項及び第12条の2第3項関係)法第12条第3項及び第12条の2第3項で定める環境省令は、次のとおりとする。

- ① 届出書には、以下の事項を記載することとする。

1 保管の規模については、保管場所の囲いの面積によって算定することとする。

# 特集

- 保管場所としての使用開始年月日
  - 保管を行おうとする排出事業者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名及び連絡先
  - 保管を行おうとする場所の所在地、面積
  - 保管を行おうとする産業廃棄物の種類
  - 保管の方法(屋外・屋内、容器の使用の有無等)
  - 当該保管場所において保管することができる産業廃棄物の量の上限<sup>2</sup>
  - 屋外で容器を用いずに保管を行おうとする場合にあっては産業廃棄物の高さの上限<sup>3</sup>
  - 保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあっては、保管場所の土地の所有者等の氏名又は名称
- ② 届出書には、以下の書類を添付することとする。
- 保管場所付近の見取図
  - 保管場所の構造を明らかにする平面図
  - 保管場所の土地の登記事項証明書(保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書その他の当該土地の使用権原を証する書類の写し)

## (4) 事後届出の対象となる場合

法第12条第3項及び第12条の2第3項の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として当該保管を行う場合とする。

## (5) 事後届出の届出事項

法第12条第4項及び第12条の2第4項で定める環境省令は、次のとおりとする。

### ① 届出書には、以下の事項を記載することとする。

- 保管を開始した日、保管期間
- 保管をした排出事業者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名及び連絡先
- 保管をした場所の所在地、面積
- 保管をした産業廃棄物の種類
- 保管の方法(屋外・屋内、容器の使用の有無等)
- 当該保管場所において保管することができる産業廃棄物の量の上限
- 屋外で容器を用いずに保管した場合にあっては産業廃棄物の高さの上限
- 保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあっては、保管場所の土地の所有者等の氏名又は名称
- 応急措置として保管した理由

2 当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量。

3 現行規則第1条の6で定めるところにより勾配などを考慮して算出した高さの上限。

- ② 届出書には、以下の書類を添付することとする。
- ・ 保管場所付近の見取図
  - ・ 保管場所の構造を明らかにする平面図
  - ・ 保管場所の土地の登記事項証明書(保管をした土地について事業者が所有権を有さない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書その他の当該土地の使用権原を証する書類の写し)

(6) 届出事項の変更及び廃止の届出

(3)の届出を行った事業者は、届出事項を変更しようとする場合には、事前に、届出事項のうち変更のあるものについて届出を行わなければならないこととする。当該保管場所における保管を廃止したときは、その日から起算して三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととする。

(7) 施行日時点で行われている保管についての届出

(3)の場合と同様の届出書及び添付書類により届出を行うこととする。

3. マニフェストの保存(法第12条の3第2項関係)

〔 産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を交付した事業者は、当該マニフェストの写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない(法第12条の3第2項)。 〕

法第12条の3第2項で定める環境省令で定める期間は、最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写し(運搬又は中間処理のみを委託した場合にあっては、当該運搬又は中間処理が終了した旨が記載されたマニフェストの写し)の送付を受けた日から5年間とする。

ただし、現行規則第8条の28に定める期間<sup>4</sup>までにマニフェストの写しの送付を受けない場合にあっては、現行規則第8条の29の規定に基づき講すべき措置として報告書を都道府県知事に提出した日から5年間とする。

4. 処理困難通知(法第14条第13項及び第14項並びに第14条の4第13項及び第14項関係)

〔 産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない(法第14条第13項)。 〕

〔 産業廃棄物処理業者は、通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない(法第14条第14項)。 〕

4 運搬又は中間処理にあってはマニフェスト交付の日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)、最終処分にあってはマニフェスト交付の日から180日

## 特 集

特別管理産業廃棄物処理業者についても同様とする(法第14条の4 第13項及び第14項)。

マニフェストを交付した事業者は、一定期間内に、産業廃棄物処理業者からマニフェストの写しの送付を受けないとき、記載事項が記載されていないマニフェストの写し若しくは虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき、又は処理困難通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない(法第12条の3 第8項及び第12条の5 第10項)。

(1) 現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由(法第14条第13項及び第14条の4 第13項関係)

法第14条第13項及び第14条の4 第13項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

① 故障、事故

故障、事故等により、事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含み、運搬車及び運搬船を除く。)が稼働しなくなったことにより、保管量が法定の上限に達したこと。

② 事業の廃止

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の全部又は一部を廃止したことにより、受託した産業廃棄物の処理が事業の範囲に含まれないこととなったこと。

③ 施設の休廃止

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設により受託した産業廃棄物を処理している場合において当該許可に係る施設を廃止したこと、又は当該許可に係る施設を休止したこと。

④ 欠格要件該当

産業廃棄物処理業者が、禁錮以上の刑に処せられたこと、廃棄物処理法等の規定に違反し罰金の刑に処せされたことその他法第14条の2 第3項の規定により都道府県知事への届出が義務付けられている欠格要件のいずれかに該当するに至ったこと。

⑤ 埋立終了(最終処分場の場合)

埋立処分を受託した場合であって、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた最終処分場に係る埋立処分が終了したこと。

⑥ 行政処分

次の行政処分を受けたこと

- 法第14条の3(第14条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく事業停止命令

- 法第15条の3の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置許可の許可取消処分

次の行政処分を受け、保管量が法定の上限に達したこと。

- 法第15条の2の7の規定に基づく産業廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令

- 法第19条の3の規定に基づく改善命令

- 法第19条の5の規定に基づく措置命令

## (2) 通知手続(法第14条第13項及び第14条の4 第13項関係)

法第14条第13項及び第14条の4 第13項の通知は、以下のとおり行うものとする。

- ① 産業廃棄物処理業者は、(1)の事由が発生してから10日以内に、委託者に書面で通知しなければならないこととする。
- ② 通知には以下の事項を記載しなければならないものとする。
  - ・ 産業廃棄物処理業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - ・ 事由の内容(事業の廃止及び施設の休廃止の場合にあっては、変更前及び変更後の内容が明らかになるように記載すること。故障、事故、埋立終了の場合を除き、根拠条文を明記すること。)
  - ・ 事由の発生日

## (3) 通知の写し保存期間(法第14条第14項及び第14条の4 第14項関係)

法第14条第14項及び第14条の4 第14項の環境省令で定める期間は、通知をした日から5年間とする。

## (4) 処理困難通知を受けたときの事業者の適切な措置の内容

マニフェストを交付した事業者は、当該マニフェストの写しの送付を受けていない処理業者から処理困難通知を受けたときは、虚偽マニフェストの写しの送付を受けたとき等と同様、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、通知を受けた日から30日以内に、措置内容等報告書を都道府県知事に提出するものとする。委託に際して電子マニフェストを使用した事業者についても同様とする。

## (5) 電子通知(環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第7条及び別表第1関係)

処理困難通知の発出及び当該通知の写しの保存は、電子ファイルで行うことを可能とする。

## 5. 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外(法第21条の3関係)

建設工事に伴い生ずる廃棄物については元請業者が排出事業者となるが(法第21条の3第1項)、環境省令で定める廃棄物について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす(法第21条の3第3項)。

法第21条の3第3項の環境省令で定める廃棄物は、次のいずれにも該当するものとする。

- ① 建築物その他の工作物に係る維持修繕工事(新築工事若しくは増築工事又は解体工事を除く。)であってその請負代金の額が500万円以下である建設工事(ただし、同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなす。)又は新築工事若しくは増築工事若しくは維持修繕工事の工事完成引き渡し後、それら

## 特 集

の工事の一環として行われる軽微な修繕工事(瑕疵補修工事)であって、請負代金相当額が500万円以下である建設工事に伴い生ずる廃棄物であること。

- ② 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。
- ③ 1回に運搬する廃棄物の容積が1.以下であることが明確な廃棄物であること。
- ④ 当該運搬の途中で積替えのための保管を行わないものであること。
- ⑤ 運搬先が元請業者の指定する保管場所(元請業者が所有し、又は使用権原を有するものに限る。)又は廃棄物の処理施設(元請業者が設置するものに限る。)であって、当該廃棄物が排出される事業場(すなわち建設工事現場)と同一の都道府県に存するものであること。
- ⑥ 下請負人が、建設工事に係る請負契約に基づき自ら運搬する廃棄物について、当該廃棄物を生じることとなる事業場の位置、廃棄物の種類及び量、運搬先並びに当該廃棄物の運搬を行う期間等を具体的に記載した別紙(元請業者及び下請負人の押印がなされたものを作成し、当該別紙及び請負契約の写し(瑕疵補修工事にあっては、これらに加え、建築物その他の工作物の引渡しがなされた事実を確認できる資料)を携行すること。

### 6. 会社法改正に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し(現行規則第3条及び第11条等関係)

廃棄物処理施設を設置しようとする者等が法人である場合には、許可等の申請時に、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を申請書に添付するものとする(現行規則第3条第5項第7号等)。

改正会社法の施行に伴い、法人会計に係る計算書類の構成が変更され、従前は貸借対照表及び損益計算書に記載されていた内容の一部が、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載されることとなったことから、廃棄物処理施設の設置許可等の申請に際し必要となる書類に、これらの書類を追加することとする。

### 7. 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化(法第24条の2及び現行令第27条関係)

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、廃棄物再生事業者の登録に関する事務以外の事務は、地方自治法上の指定都市の長、中核市並びに吳市、大牟田市及び佐世保市の長(以下「指定都市の長等」という。)が行うこととする(現行令第27条)。

この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる(法第24条の2第1項)。

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、法第14条第1項及び第14条の4第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業許可に関する事務は、産業廃棄物を一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合には、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、産業廃棄物の収集又は運搬に伴い積替え又は保管を行う場合にあっては、従前通り、当該積替え又は保管を行おうとする区域を管轄する政令市の長が行うこととする。

この改正に伴い、所要の経過措置を設けることとする。

#### 8. 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度(法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項関係)

産業廃棄物処理業の許可は、五年を下らない期間であって当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う(法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項)。

(1) 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業の許可の更新申請時に、以下の基準(以下「優良基準」という。)の適合性審査の申請を行うことができる。この場合にあっては、通常の許可申請時の提出書類に加え、当該審査に必要となる資料を提出しなければならない。

- ① 過去5年間(当該申請者が7年の有効期間に係る許可を受けた者である場合にあっては、当該許可を受けたときから申請の際までの間)、廃棄物処理法、浄化槽法及び現行令第4条の6各号に掲げる法令に基づく不利益処分(他の都道府県・政令市における不利益処分を含む。)を受けていないこと。
- ② 5年以上の産業廃棄物処理業の実績を有すること。
- ③ 事業活動に係る環境配慮の取組が、ISO14001、エコアクション21等の認証制度により認められていること。
- ④ 次に掲げる事項について、申請の際直前の半年間(当該申請者が7年の有効期間に係る許可を受けた者である場合にあっては、当該許可を受けたときから申請の際までの間)にわたり、インターネットで公開し、かつ、所定の頻度により(変更の都度又は1年ごとに1回)更新していること。

- 会社情報(氏名又は名称、住所及び代表者の氏名等)
- 許可内容(事業計画の概要等)
- 施設及び処理の状況(事業の用に供する施設の種類及び数量、産業廃棄物の一連の処理の工程※等)

※ 産業廃棄物の一連の処理の工程には、以下の事項を含めて記載すること。

- a) 過去1年間の廃棄物の種類ごとの受入量
- b) 過去1年間の処分量(減量を行った量等を含む。)
- c) 過去1年間の処分委託先(ただし、処分委託先の個別名称については公表を任意とする。)、処分委託先ごとの処分委託量、処分委託先における処分区画及び再生を行う場合にあっては再生品の用途
- d) 過去1年間の売却先(ただし、売却先の個別名称については公表を任意とする。)、売却先ごとの売却量及び売却品の用途
- 焚却処分を行っている産業廃棄物処分業者である場合にあっては、直前1年間の熱回収の有無及び実績

## 特 集

- ・ 産業廃棄物収集運搬業者である場合にあっては、低公害車の導入状況
  - ・ 直前3年間分の財務諸表
  - ・ 料金表の提示、料金算定式の提示、個別見積もり等の料金の提示方法
  - ・ 組織体制(社内組織、職務分掌等)
  - ・ 生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度
- ⑤ 電子マニフェストの利用が可能であること。
- ⑥ 財務体質の健全性に係る次に掲げる基準に適合していること。
- a) 過去3カ年のうち任意の1年の自己資本比率が10%以上であること
  - b) 過去3カ年の経常損益の合計額に過去3カ年の減価償却費の合計額を加えて得た額が0円以上であること
  - c) 国税、都道府県税、市町村税、社会保険料、労災・雇用保険料及び維持管理積立金の納付額に未納のものがないこと
- (2) 都道府県知事は、当該申請者が優良基準に適合していると認めるときは、産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とし、それ以外の場合は5年とする。

### 9. 定期検査(法第8条の2の2及び第15条の2の2関係)

一般廃棄物処理施設(焼却施設及び最終処分場に限る。)の設置者及び産業廃棄物処理施設(焼却施設、石綿溶融施設、P C B処理施設及び最終処分場に限る。)の設置者は、当該都道府県知事の検査を受けなければならない(法第8条の2の2及び第15条の2の2)。

#### (1) 定期検査の申請(法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項関係)

法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項の検査(以下「定期検査」という。)を受けようとする者は、以下の事項を記載した申請書を、定期検査を受けるべき日の3ヶ月前までに都道府県知事に提出しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 許可番号及び許可年月日
- ・ 施設の名称及び所在地

#### (2) 定期検査の受検期間(法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項関係)

法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項の環境省令で定める期間は、使用前検査を受けた日又は最後に定期検査を受けた日(検査が数日かかる場合には検査が終了した日とする。)から起算して5年3ヶ月以内とする。

改正法施行の際、既に使用前検査を受けた施設の設置者は、一定期間<sup>5</sup>以内に定期検査を受けなければならないこととする。

5 当該施設に係る設置の許可を受けた時期に応じて1~5年以内とする。

## (3) 定期検査結果の通知(法第8条の2の2及び第15条の2の2関係)

都道府県知事は、定期検査を行ったときは、施設の設置者に対し、検査終了日、検査の結果及び次回の検査に係る受検期限等を書面により通知するものとする。

## 10. 維持管理情報の公表(法第8条の3、第9条の3及び第15条の2の3関係)

一般廃棄物処理施設(焼却施設及び最終処分場に限る。)の設置者及び産業廃棄物処理施設(焼却施設、石綿溶融施設、PCB処理施設及び最終処分場に限る。)の設置者は、当該廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない(法第8条の3、第9条の3及び第15条の2の3)。

## (1) 公表の対象情報(法第8条の3第2項、第9条の3第6項及び第15条の2の3第2項関係)

法第8条の3第2項、第9条の3第6項及び第15条の2の3第2項で定める環境省令で定める事項は、処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量、焼却施設の燃焼室中の燃焼ガスの温度等、法第8条の4に基づき記録し、処理施設に備え置かなければならないこととされている事項(過去3年分のもの)とする<sup>6</sup>。

(2) 公表方法<sup>7</sup>

法第8条の3第2項、第9条の3第6項及び第15条の2の3第2項の環境省令は、各月の維持管理情報について、当該月の翌月の末日までに公表することとする(ただし、連続測定が必要とされている維持管理情報については、任意とする。)。

## 11. 廃棄物処理施設における記録の作成(現行規則第12条の6並びに基準省令第1条第2項及び第2条第2項関係)

廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準(以下「維持管理基準」という。)において、「施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置」の記録を作成し、3年間(最終処分場にあっては、廃止までの間)保存することとされている(現行規則第4条の5及び第12条の6並びに基準省令第1条第2項及び第2条第2項)。

廃棄物処理施設において事故が発生し、法第21条の2第1項に規定する事故時の措置を講じたときは、その講じた措置については、記録を作成し、3年間(最終処分場にあっては、廃止までの間)保存しなければならないことを、維持管理基準に明示的に規定する。

6 現行法においても、これらの施設設置者は、維持管理に関する情報について、記録し、施設に備え置かなければならないこととされている。

7 公表方法については、法律上「インターネットその他の適切な方法」で行うこととされているが、「その他の適切な方法」としては、インターネットでの公表が困難な連続測定に関する維持管理情報について、求めに応じてCD-ROMを配布することや、事業場での閲覧等が考えられる。

## 12. 設置者が不在となった最終処分場対策(法第8条の5及び第15条の2の4関係)

最終処分場の設置者又は最終処分場の設置者であった者若しくはその承継人(これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であった者を含む。以下「旧設置者等」という。)は、維持管理積立金の積立てをしている最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合その他環境省令で定める場合には、環境省令で定めるところにより、当該最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる(法第8条の5及び第15条の2の4)。

維持管理積立金を取り戻すことができる場合は、都道府県知事により最終処分場の廃止の確認を受けた場合又は維持管理積立金を積み立てるべき額が負数となった場合とする(現行規則第4条の13第1項及び第12条の7の5)。

埋立処分の終了後に維持管理を行う場合であって、当該維持管理に要する期間が1年を超えるときは、その1年間に行おうとする維持管理に必要な費用の額に限り取り戻すことができる(現行規則第4条の14及び第12条の7の5)。

旧設置者等は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる(法第9条の2の3第2項及び第15条の3の2第2項)。

### (1) 旧設置者等が維持管理積立金を取り戻す際の手続(現行規則第4条の13第1項及び第4条の14関係)

- ① 法第8条の5第6項及び第15条の2の4で定める環境省令で定める場合に、設置許可が取り消された最終処分場について維持管理を行う場合を追加する。
- ② 規則第4条の14の維持管理を行う場合に、設置許可が取り消された最終処分場について維持管理を行う場合を追加する。
- ③ 最終処分場の設置者であった法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しない場合における当該法人の役員であった者及び最終処分場の設置者であった者の承継人(当該者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であった者を含む。)は、当該最終処分場について積み立てられた維持管理積立金の額を照会することとする。

### (2) 取戻しの申請(法第8条の5第6項及び第15条の2の4関係)

- ① 旧設置者等が維持管理積立金の取戻しの申請を行う場合には、以下の事項を記載した申請書を提出しなければならないこととする。

#### (申請事項)

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 最終処分場の許可の年月日及び許可番号
- ・ 最終処分場の設置の場所、埋立地の面積及び埋立容量
- ・ 取り戻そうとする維持管理積立金の額及びその算定の基礎

- 申請の理由
- ② 申請書には次に掲げる書類を添付するものとする。
- (添付書類)
- 維持管理の内容を記載した書面
  - 経費の明細書
  - 維持管理を行うことを証する書面
  - 申請者が旧設置者等である旨を証する書面
  - 申請者が法人の役員であった者である場合にあっては、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しないことを証する書面<sup>8</sup>
- (3) 廃止の確認の申請(法第9条の2の3第2項及び第15条の3の2第2項関係)
- ① 旧設置者等が廃止の確認の申請を行う場合には、埋立地からのガスの発生状況、埋立地の覆いの概要その他現行規則第5条の5の2第1項各号又は第12条の11の2第1項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないこととする。
  - ② 申請書には、当該最終処分場の現状を明らかにする平面図その他現行規則第5条の5の2第2項各号又は第12条の11の2第2項各号に掲げる書類を添付するものとする。

### 13. 多量排出事業者処理計画(法第12条第9項から第11項まで及び第12条の2第10項から第12項まで関係)

多量排出事業者は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない(法第12条第9項)。

多量排出事業者は、計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない(法第12条第10項)。

都道府県知事は、計画及び実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする(法第12条第11項)。

特別管理産業廃棄物についても同様とする(法第12条の2第10項から第12項)。

#### (1) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の様式

法第12条第9項及び第12条の2第10項の環境省令で定める基準において、計画の様式を設ける。

#### (2) 計画等の記載事項の変更(現行規則様式第2号の2から第2号の5まで関係)

① 委託する処分(様式第2号の2及び第2号の4)又は委託した処分(様式第2号の3及び第2号の5)の内容について、再生利用、熱回収、処分の別や、認定熱回収施設設置者又

<sup>8</sup> 許可が取り消された者又はその承継人から当該最終処分場が移転していないことを証する書類として、当該最終処分場の登記事項証明書が考えられる。

## 特 集

は特例優良許可業者(優良基準に適合するとして許可期間の特例を受けた者をいう。)に委託している場合にはその別に記載することとする。

② 再生利用、処分等について、その主な方法について記載することとする。

(3) 公表(法第12条第11項及び第12条の2第12項関係)

都道府県知事への提出は電子ファイル(メール又はCD-ROM等)にて行うこととし、都道府県知事は、インターネットの利用により公表するものとする。

### 14. 広域的処理認定制度の合理化(法第9条の9及び第15条の4の3関係)

広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者(以下「広域的処理認定業者」という。)は、当該広域的処理に伴い生ずる廃棄物(再生品を除く。)の種類、性状及び処理方法等に係る変更をしようとするときは、環境大臣の変更の認定を受けなければならない(現行令第5条の8及び現行規則第6条の21第4号)。

広域的処理認定業者は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る廃棄物の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車又は運搬船の外側に見やすいように表示するものとする(現行規則第6条の19)。

- ・ 当該認定に係る廃棄物の種類及びその収集又は運搬の用に供する運搬施設である旨
- ・ 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る収集又は運搬を行う者にあっては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 当該認定に係る廃棄物の処分(再生を含む。)を行う場所の所在地

広域的処理認定業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る廃棄物の処理に関し、当該廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない(現行規則第6条の24及び第12条の12の13)。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 次に掲げる数量又は熱量
  - 当該申請に係る処理を行った廃棄物の種類ごとの数量
  - 当該申請に係る処理に伴い生じた廃棄物(再生品を除く。)の種類ごとの数量
  - 再生を行った場合にあっては再生品の種類ごとの数量
  - 熱回収を行った場合にあっては当該熱回収により得られた熱量

#### (1) 変更手続の合理化(現行規則第6条の21第4号及び第12条の12の13関係)

広域的処理認定に係る処理に伴い生ずる廃棄物(再生品を除く。)の処理方法の変更については、変更認定が必要とされているところ、届出で足りることとする。

## (2) 車両表示の合理化等(現行規則第6条の19、第7条の2の2及び第12条の12の13関係)

広域的処理認定業者の委託を受けて当該認定に係る収集運搬を行う者の使用する運搬車又は運搬船については、以下①の事項を表示すれば足りることとする。また、当該者が収集運搬を行う際は、②の書面を備え付けておくこととする。

## ① 車両表示事項

- ・ 当該認定に係る廃棄物の収集運搬の用に供する運搬施設である旨
- ・ 認定番号
- ・ 当該認定に係る廃棄物の収集運搬を行う者の氏名又は名称

## ② 書面備付け事項

- ・ 当該認定に係る廃棄物の処分(再生を含む。)を行う場所の所在地を証する書類
- ・ 広域的処理認定証の写し

## (3) 広域的処理認定報告書の記載事項の変更(現行規則第6条の24及び第12条の12の13関係)

認定基準を満たす処理の実施についてフォローアップを行えるよう、現行規則第6条の24及び第12条の12の13に基づく報告書の記載事項に、当該申請に係る廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために行った措置を追加することとする。

## 15. 再生利用認定制度に係る必要な事項の整備(法第9条の8及び第15条の4の2関係)

再生利用に係る環境大臣の認定を受けた者(以下「再生利用認定業者」という。)は、当該再生利用の用に供する施設を変更しようとするときは、環境大臣の認定を受けなければならぬ。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときはこの限りでない(法第9条の8第6項及び第15条の4の2第3項)。

再生利用認定業者は、変更の認定を要しない軽微な変更等をしたときは、その旨を環境大臣に届け出なければならない。(法第9条の8第8項及び第15条の4の2第3項)。

## (1) 軽微な変更(法第9条の8第6項及び第15条の4の2第3項関係)変更の認定を要しない軽微な変更は、次の①～③のいずれにも該当しない変更とする。

- ① 当該認定に係る再生利用の用に供する施設の構造又は設備の変更
- ② 当該認定に係る再生利用の用に供する施設以外の再生利用の用に供する施設の設置(当該認定に係る再生利用の内容以外の内容の再生利用を行わないものに限る。)
- ③ 再生利用の用に供する施設の処理能力の変更であって、当該変更によって処理能力が増加するもの

## (2) 軽微な変更の届出手続等(法第9条の8第8項及び第15条の4の2第3項関係)

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名又は役員に変更があったとき、(1)に掲げる軽微な変更をしたとき又は施設の維持管理に関する計画を変更したときは、環境大臣に、その変更の内容を届け出なければならないこととする。

# 特集

その変更が(1)に掲げる軽微な変更であるときは、変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立体図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図を添付するものとする。また、維持管理に関する計画を変更したときは、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類を添付するものとする。

## 16. 熱回収施設設置者認定制度(法第9条の2の4及び第15条の3の3関係)

熱回収施設<sup>9</sup>を設置している者は、環境省令で定めるところにより、施設及び者の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。

熱回収施設の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

認定熱回収施設設置者が当該認定に係る熱回収施設において行う産業廃棄物の処分については、政令で定める基準に従って行うことができる。

その他認定に関し必要な事項は、政令で定める。

### (1) 認定の手続(法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項関係)

法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項の認定を受けようとする廃棄物処理施設設置者は、熱回収を行う廃棄物の種類、方法、熱回収率等を記載した申請書及び事業計画の概要書類、過去1年間の熱回収の実績に関する資料、法第8条第1項又は第15条第1項の許可証等の添付書類を提出しなければならない。

### (2) 認定に係る施設の技術基準(法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項関係)

法第9条の2の4第1項第1号及び第15条の3の3第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準は、以下のとおりとする。

- ① 熱回収に必要な設備<sup>10</sup>が設けられていること。
- ② 熱回収によって得られる熱量を連続的に測定し、かつ記録するための装置(発電にあっては電力計、熱利用にあっては圧力計、温度計及び流量計)が設けられていること。
- ③ 廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること等、現行規則第4条又は第12条及び第12条の2に規定する廃棄物処理施設の技術上の基準に適合すること。

### (3) 認定に係る者の能力基準(法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項関係)

法第9条の2の4第1項第2号及び第15条の3の3第1項第2号の環境省令で定める基準は、当該申請に係る熱回収施設において、10%以上の熱回収率で熱回収を行うことを内容とする事業計画を有し、かつ当該計画を的確かつ継続的に実施するに足りる能力を有するもの

9 法第8条第1項又は第15条第1項の許可に係る廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有するものをいう。法第9条の3第1項に基づき市町村が設置する一般廃棄物処理施設は含まれない。

10 热利用にあってはボイラー又は熱交換器が設けられていることとし、発電にあっては、ボイラー及び発電機が設けられていることとする。

であることとする。

※ ただし、投入熱量全体の30%を超える範囲で外部燃料を利用する者を除く。

#### (4) 認定更新期間(法第9条の2の4第2項及び第15条の3の3第2項関係)

法第9条の2の4第2項及び第15条の3の3第2項の環境省令で定める期間は、5年とする。

#### (5) 認定熱回収施設設置者が従うことができる廃棄物処理基準

認定熱回収施設設置者が従うことができる廃棄物処理基準のうち、保管する産業廃棄物の数量に係る部分については、当該数量が、当該熱回収施設の一日当たりの処理能力の21日分を超えないようにすることとし、その余については通常の廃棄物処理基準と同様とする。

#### (6) 変更認定等(法第9条の2の4第6項及び第15条の3の3第6項関係)

法第9条の2の4第6項及び第15条の3の3第6項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- ① 認定熱回収施設設置者は、熱回収に必要な設備を変更しようとするときは、都道府県知事の変更の認定を受けなければならないこととする。ただし、一定の軽微な変更については、都道府県知事に届け出れば足りることとする。
- ② 都道府県知事は、認定をしたとき、又は変更の認定をしたときは、認定証を交付しなければならないこととする。
- ③ 認定熱回収施設設置者は、熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととする。当該熱回収施設において熱回収を行わなくなったときも同様とする。

#### (7) 報告書の提出(法第9条の2の4及び第15条の3の3関係)

認定熱回収施設設置者は、毎年度、熱回収に係る実績報告書を都道府県知事に提出しなければならないこととする。

### 17. 輸入許可対象の拡大(現行令第6条の2、第6条の6、第6条の12及び第6条の15関係)

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならぬ(法第12条第6項)。

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合はその限りでない(法第14条第16項)。

事業者は、その産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合には、環境大臣の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができる(現行令第6条の2第2号)。

再委託の場合も同様とする(現行令第6条の12)。

## 特 集

特別管理産業廃棄物についても同様とする(法第12条の2第6項及び第14条の4第16項並びに現行令第6条の6及び第6条の15)

### (1) 委託基準(現行令第6条の2及び第6条の6関係)

国外廃棄物の輸入をできる者として、国外廃棄物の処分を他人に委託して適正に処理することができると認められる者を追加したことに伴い、法第12条第6項及び第12条の2第6項の政令で定める基準(委託基準)において、自ら処理するものとして輸入許可を受けて輸入された産業廃棄物については、災害その他特別な事情により自ら適正な処理を行うことが困難となった場合を除き、委託することができないこととする。

また、輸入された産業廃棄物の処分を委託するにあたっては、当該廃棄物が輸入されたものである旨を委託契約書に記載するものとする。

### (2) 再委託基準(現行令第6条の12及び第6条の15関係)

法第14条第16項及び第14条の4第16項の政令で定める基準(再委託基準)において、輸入許可を受けて輸入された廃棄物については、再委託することができないこととする。

### (3) 廃棄物の輸入許可の申請手続等(現行規則第12条の20関係)

他人に委託して処理するものとして廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、処理を委託する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに当該処理を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

自ら処理するものとして輸入した廃棄物について、災害その他特別な事情により自ら適正な処理を行うことが困難となったために他人に委託しようとする場合には、あらかじめ、処理を委託する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに当該処理を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号並びに委託を行うこととなった理由を環境大臣に届け出なければならない。他人に委託して処理するものとして輸入した廃棄物について、災害その他特別な事情により当初委託を予定していた者以外の者に処理を委託しようとする場合も同様とする。

## 18. 施行期日

平成23年4月1日を予定(改正法の施行日と同日。なお、改正法の施行期日については別途改正法の施行期日を定める政令において定める。)。ただし、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の公表に関する規定については、平成23年10月1日から施行することとする。

【資料】「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の平成22年度改正の主なポイント

1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

- ①産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。(法第12条)
- ②建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。(法第21条の3)  
※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。
- ③不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。(第5条)
- ④従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。(第32条)  
※現行法では、1億円以下の罰金。

2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。(法第8条の2の2、法第15条の2の2)
- ②廃棄物処理施設の設置者に対し、維持管理情報の公表を義務づけ。(法第8条の3、法第9条の3、法第15条の2の3)

3. 廃棄物処理業の優良化の推進等

- ①優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。(法第14条、法第14条の4)  
※現行法では、産業廃棄物処理業の許可期間は一律に5年
- ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。(法第7条、法第7条の4、法第14条の3の2)

4. 排出抑制の徹底

- ①多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。(法第33条)  
※現行法では作成提出を義務付ける規定はあるがこれを担保する規定はない

5. 適正な循環的利用の確保

- ①廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。(法第15条の4の5)  
※現行法では、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めている。

6. 焼却時の熱利用の促進

- ①廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは、都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設。(法第9条の2の4、法第15条の3の3)

## 就任ごあいさつ

岐阜県環境生活部長 坂 正 光

本年9月の異動で、岐阜県環境生活部長に就任いたしました坂でございます。本誌面をお借りしまして一言ご挨拶を申し上げます。

貴協会の皆様には、日頃から産業廃棄物の適正処理の推進につきまして、格別のご理解、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、本年6月に、海のない県として初めての「全国豊かな海づくり大会」を開催したところですが、この行事を一過性のものとすることなく、「岐阜県長期構想」において環境関係の将来像としている「清流と自然を守る岐阜県」を目指して、環境教育による人づくりなど『清流の国ぎふ』づくりに取り組み、2年後の「清流国体」へつなげてまいりたいと考えております。

また、廃棄物の処理につきましては、従来の公衆衛生の確保や環境保全に加え、地球温暖化や循環型社会づくりが大きなテーマとなっており、廃棄物の発生抑制(Reduce)・再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の3R(スリーアール)をさらに推進することが有効であると考えておりますので、引き続き皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一方、産業廃棄物の不適正処理事案につきましては、発生件数は減少傾向にあるものの、景気後退による経済情勢の悪化に伴い、再び増加に転じる懸念もあります。引き続き、未然防止、早期発見、早期措置を基本として、厳正厳格に対応してまいります。

今後とも、さらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

## 岐阜県微量P C B汚染廃電気機器等 把握支援事業補助金について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

P C Bを使用していないトランジスタ、コンデンサ等の重電機器であっても、平成元年以前に製造されたものを中心として、絶縁油に微量のP C Bが混入したものが数多く存在することが明らかになっています。重電機器等の使用を終えた場合は、当該機器の製造者が提供する情報を参考にし、また必要に応じて製造者に確認し、微量P C Bの混入の状況を把握してください。

なお、製造者への確認等の結果、微量P C Bの混入の可能性を完全に否定できなかった場合には、分析業者に依頼するなどして絶縁油中のP C B濃度を測定し、P C B廃棄物に該当するかを確認する必要があります。

岐阜県では、今年度と来年度の2年間、国の地域グリーンニューディール基金を活用し、微量のP C Bに汚染されているおそれのある重電機器等のP C B混入状況の把握のための検査にかかる費用について、補助金を交付しています。

使用を終えた重電機器等でP C Bの混入状況が明らかでないものを保管している事業者におかれましては、この機会に補助金を活用してP C B濃度の測定を実施されますよう、ご案内いたします。

申請に必要な様式等は、次のホームページで提供しています。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11225/pcbhokan/hojyo.htm>

なお、検査の結果、重電機器等の絶縁油中のP C B濃度が0.5mg/kgを超えることが判明した場合は、P C B廃棄物として保管、処分を行うことが必要です。

また、P C B特別措置法による保管状況等届出も必要です。

岐阜県内P C B廃棄物保管事業者の皆様

### ～ 廃電気機器の微量P C B汚染の検査に補助を行います～

岐阜県では、保管事業者の皆様の負担軽減とポリ塩化ビフェニル(P C B)廃棄物の適正処理の推進のため、微量のP C Bに汚染されているおそれのある電気機器のP C B混入状況の把握のための検査にかかる費用について、予算の範囲内で補助金を交付します。

#### 1. 補助対象事業者

微量のP C Bの混入の可能性を完全には否定できないとされる変圧器等の重電機器を岐阜県内で保管している事業者

#### 2. 補助対象事業

微量P C Bが混入しているかを把握するための電気機器の絶縁油の濃度測定

(注) • 製造年月、型式等により高濃度のP C B廃棄物であることが確実な機器及びP C Bの

汚染の可能性のない機器は、補助対象となりません。

• 使用中の電気機器の分析は、補助対象となりません。

• 次の方法でP C B濃度の測定を行ってください。

(1) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定の方法(平成4年厚生省告示第192号)の別表第2に定める方法

(2) 「絶縁油中の微量P C Bに関する簡易測定法マニュアル」(環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)に定める方法

#### 3. 補助金の交付額

分析に要した費用の2分の1

(注) • 分析に要した費用には、サンプリング費用及び消費税を含みます。

• 電気機器1台につき10,000円を交付額の上限とします。

• 保管事業者あたり、1年度に電気機器10台を上限とします。

• 平成22年度は1,500台分を予定しておりますが、予算が無くなり次第、終了となります。

平成23年度も同規模で実施する予定です。

#### 4. 交付に関する手続き

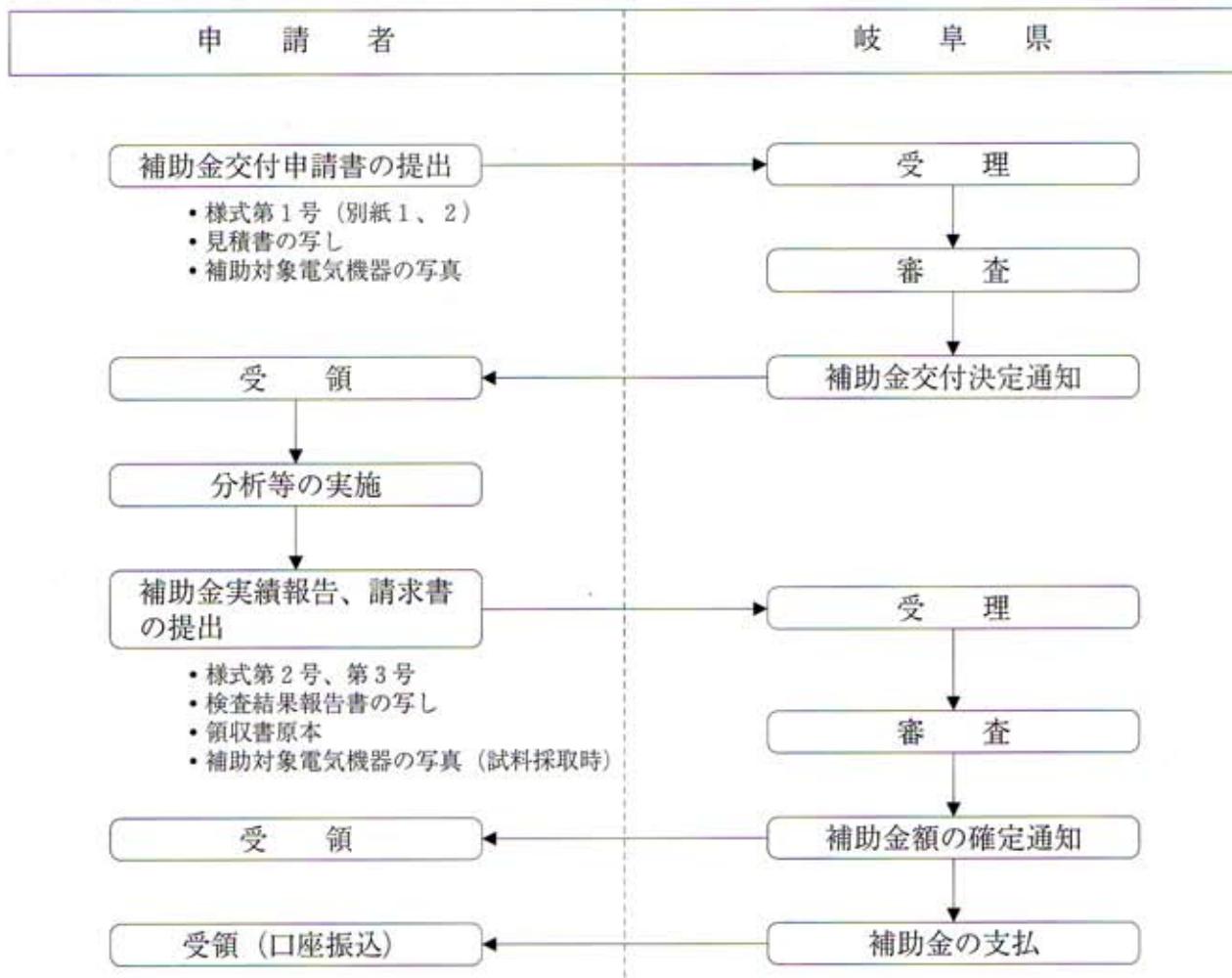
下記フローの手続きが必要です。補助金交付申請書の受付期間は、平成22年5月6日(木)から平成23年1月31日(月)まで(必着)とします。

(注) • 補助金交付申請書の様式第1号(別紙1、2を含む)、補助金事業実績報告書の様式第2号、補助金交付請求書の様式第3号は、下記のホームページで提供します。ホームページから取得できない場合は郵送しますので、お問い合わせください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11225/pcbhokan/hojyo.htm>

- ・分析等の委託は、補助金の交付決定の通知を受けた後に行ってください。
- ・交付決定を受けた年度内に分析等を完了する必要があります。
- ・補助事業実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出してください。
- ・申請を取り下げる場合は、補助金の交付決定日から15日以内に申し出てください。

## 〈手続きフロー〉



## 5. その他

- ・分析を発注した際の契約書（検査依頼書）、発注先からの請求書、検査結果報告書は、補助事業が完了した年度の翌年度以降5年間、保存が必要です。
- ・岐阜市内の事業者の方も、県へ申請していただくことになります。

## 6. お問い合わせ先

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 岐阜県環境生活部廃棄物対策課  
TEL : 058-272-8217 e-mail : c11225@pref.gifu.lg.jp

# 次世代エネルギーインフラの普及促進に向けて

岐阜県中濃振興局環境課

岐阜県では、エネルギー・環境関連産業を今後最も成長が期待される分野の一つと位置付け、特に「次世代エネルギーインフラ」の普及促進による新たな産業創出に取組んでいます。本稿では、中濃振興局管内にある県営都市公園「花フェスタ記念公園」(可児市・東海環状自動車道・可児御嵩ICから5分)を含め、県内5圏域の取り組みをご紹介していきたいと思います。

### 【基本的な考え方】

太陽光発電や燃料電池、電気自動車など、複数のエネルギー資源や新たな技術を組み合わせた、「ベストミックス」という考え方を基本に、「次世代エネルギーインフラ」のモデルを提示し、その普及促進に対する県の積極的な姿勢を示すことで、関連企業の誘致と需要の創出を目指しています。

### 【これまでの取組み】

平成21年度は、まずは目指すべき次世代エネルギーインフラの姿を具体化し、情報発信する取組みを進めてきました。

その目玉事業として「花フェスタ記念公園」と民間のブチホテルとショッピングモールの複合施設「クックラひるがの」(郡上市・東海北陸自動車道・ひるがの高原スマートIC隣接)において、「太陽光発電」と「燃料電池」によって電気と熱を供給し、余った電気は蓄電池で安定化させ、電気自動車に供給するシステム構築に取組みました。

このシステムは高い評価を受け、昨年8月には経済産業省の「次世代エネルギーパーク」の認定もいただき、本年5月末から一般公開しています。



太陽光発電装置(花フェスタ記念公園)



燃料電池の廃熱を利用した足湯  
(花フェスタ記念公園)

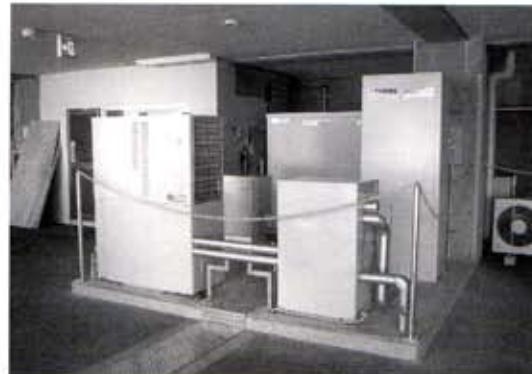
## 【平成22年度の取組み】

前年度に行われた次世代エネルギーインフラモデルの取り組みが、「花フェスタ記念公園」、「クックラひるがの」という「公共施設、商業施設」で行われたことに対し、平成22年度は「家庭」や「都市」へとモデルを拡げていく予定です。

まず、「家庭モデル」として、県内のハウスメーカーと連携し、最先端の「新エネ／省エネモデルハウス」を設置します。実際に人に住んでいただくことで、その効果を実証・公開します。この取組みを通じ、県内企業が今後市場拡大が確実な新エネ／省エネ住宅に関するノウハウを蓄積し、建設業界等のビジネスチャンスを広げていくとともに、災害時孤立予想集落などへの普及にもつなげていきたいと考えています。

次に、「都市モデル」として、年間約480万人にご利用いただいているＪＲ岐阜駅内の複合商業施設「アクトタイプG」への次世代エネルギーインフラの導入に着手します。

また、岐阜市や民間事業者と連携し、ＪＲ岐阜駅周辺から、柳ヶ瀬を経て、岐阜大学医学部跡地に至る中心市街地に面的に次世代エネルギーインフラを導入する構想も合わせてとりまとめ、持続可能なエネルギー需給システムを備えた新たな地方都市の「ありよう」を示していきたいと考えています。



燃料電池とコージェネシステム  
(クックラひるがの)

## 【交流産業への活用】

これらの取組みを県民の皆様にPRするため、「花フェスタ記念公園」「クックラひるがの」(次世代エネルギーパーク)に、石徹白地区における小水力発電設備(郡上市)、三洋ソーラーアーク(安八町)など民間の新エネルギー関係施設を組み合わせた「新エネ見学親子バス」を企画・実施しています。第一段として、夏休み期間中に六本実施し、約250名の参加をいただきました。今後も継続し、「教育型交流産業」といったものの創出にもつなげていきたいと考えています。

## 【関連企業の誘致へ】

こうした流れを、エネルギー・環境関連産業の誘致、育成につなげていくため、県内5圏域ごとに策定している「企業立地基本計画」に、新たにエネルギー関連産業の集積を積極的に図っていく方針を盛込みました。今後、市町村と一体となって関連企業の誘致に取組んでいきたいと考えています。

## 【本稿で紹介した岐阜県内の新エネルギー利用への取り組みについて、お問い合わせ】

商工政策課(新産業・新エネルギー担当)

電話：058-272-8354

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11351/energy/home/index.html>

## わがまちの環境保全と対策



「環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築」と  
「地球環境の保全の積極的な推進」を目指して

各務原市長 森 真

社団法人岐阜県産業環境保全協会におかれましては、日頃から廃棄物の適正処理をはじめとする環境行政に対して格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市は、岐阜県の南部に位置し、市域の南部に大河木曽川が、北部には標高200mから300mの美しい山並みが、東部にはホタルが飛び交う大安寺川、西部には桜並木の名所新境川が流れ、中央部には各務原台地が広がる、東西15.5km南北10.1kmの雄大な水資源と緑に囲まれた自然豊かな都市です。

本市はこれまで、「公園都市」を目指し、都市公園・緑地の整備を行ってきたほか、緑の基本計画である「水と緑の回廊計画」や緑の条例、桜回廊計画などより緑豊かな美しい景観形成を図り二酸化炭素吸収源を拡大してきました。20年度からは、全市民、全事業者とともに協働して、緑ごみ100%リサイクル、紙ごみ100%リサイクル、レジ袋有料化などの施策を展開し、環境保全やごみ減量に大きな成果を発揮してきたところです。

更に、私たちは、次世代を担う子どもたちに、元気で住みよい各務原市を残し、今日の地球温暖化防止と循環型社会の構築を図るために、「環境基本計画」「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民、事業者、企業が一丸となって事業を展開してまいります。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

## 〈社)岐阜県産業環境保全協会〉

### ○委員会の開催

平成22年7月22日(木)に、適正処理委員会、総務委員会及び公益法人制度改革対応検討委員会が、23日(金)には、広報編集委員会及び研修指導委員会が開催されました。適正処理委員会では、「巡回指導・パトロールの実施方法」など、総務委員会では、「労働安全衛生研修会の実施方法」について協議を行いました。

公益法人制度改革対応検討委員会では、「公益目的支出計画の事業内容」について検討を行いました。

広報編集委員会では、「協会報第84号の編集方針」など、研修指導委員会では、「視察研修会の実施方法」などについて、協議を行いました。

### ○ N-EXPO/KANSAI'10(ネキスポ関西)の見学

平成22年9月1日(木)に、「インテックス大阪」(大阪市住之江区南港)で開催された「ネキスポ関西」を見学しました。

一昨年までは、「NEW環境展大阪」として開催されており、今回が第16回になります。



最新の設備機械・テクノロジーが  
展示紹介された「ネキスポ関西」

会場では、屋外展示場も使用して、最新の設備機械、テクノロジーが展示紹介されました。

参加者は33名で、約3時間の滞在でしたが、熱心に各展示ブースを回っていました。

### ○巡回指導・パトロールの実施

平成22年9月28日(火)~29日(水)と10月5日(火)に、協会の自主事業として、飛騨地域と岐阜地域の巡回指導・パトロールを実施しました。

この事業は、協会の適正処理委員会(粥川委員長)が、適正処理の一層の向上を図るために、委員による指導調査チームを編成して、会員の処理施設等を訪問指導し、併せて周辺地域のパトロール等を行い、不法投棄の防止に努めることを目的に実施しています。

#### ■飛騨地域(9月28日~29日)

##### (訪問施設)

- ・神岡鉱業(株)(飛騨市)
- ・株佐合木材(高山市)
- ・株加藤組(下呂市)
- ・岐阜県飛騨振興局

##### (訪問者)

- 粥川委員長 木村副委員長  
石田委員 杉下委員 高木委員  
広瀬専務理事 長谷部事務局長



飛騨振興局で情報交換



神岡鉱業(株)にて

### ■岐阜地域(10月5日)

#### (訪問施設)

- ・(有)羽島プラント(羽島市)
- ・株粥川商店(岐阜市)
- ・小塚メタル(株)(瑞穂市)
- ・岐阜県岐阜振興局
- ・岐阜市役所

#### (訪問者)

粥川委員長 木村副委員長  
石田委員 杉下委員 高木委員  
丁委員 堀委員  
広瀬専務理事 長谷部事務局長



岐阜振興局で局長と意見交換

### ○青年部会の動向

#### ・電動バイクキャラバン出発式

全産連が進める「CO<sub>2</sub>マイナスプロジェクト」の一環として、全産連青年部協議会が実施する「全国電動バイクキャラバン」の県内出発式が平成22年7月26日(月)に県庁前で行われました。出発式には、富田環境生活部長、坂理事長他、多数の青年部会員等が参加をしました。電動バイクは、館富山県青年部会長から達川岐阜県青年部会長にバトンタッチされ、青年部会員が運転をして県内各地で「CO<sub>2</sub>マイナスプロジェクト」のPRをしました。8月3日(火)には、千曲市で無事、長野県青年部会にバトンタッチされました。



岐阜県庁前での電動バイクバトンタッチ

#### ・東濃地域・飛騨地域との交流会

平成22年8月1日(日)に、高山市で「東濃地域・飛騨地域との交流会」が行われ、10名の参加がありました。

#### ・役員会(第4回~6回)

平成22年7月14日、8月24日及び9月22日に、それぞれ岐阜市内で開催され、電動バイクキャラバンの引継、四国ブロックとの合同研修会、親睦行事等について協議が行われました。

#### ・青年部協議会第11回通常総会

平成22年7月29日(木)に、横浜市の「横浜市

開港記念会館」で開催され、平成22年度事業計画及び収支計画等について決定されました。達川会長始め4名が参加をしました。

## 〈社）全国産業廃棄物連合会〉

### ○全国正会員事務局責任者会議

平成22年7月30日(金)に、(社)全国産業廃棄物連合会の「全国正会員事務局責任者会議」が、東京都内の「アジュール竹芝」で開催されました。会議では、「廃棄物処理法の改正に伴う政省令の改正動向等」について説明があり、「各正会員の公益法人移行申請事務の進捗状況」について意見交換が行われました。

当協会からは、広瀬専務理事と長谷部事務局長が出席しました。



挨拶する石井新会長

## 〈中部地域協議会〉

### ○第1回全体会議

平成22年7月21日(水)に、平成22年度中部地域協議会第1回全体会議が、(社)全産連から石井新会長を迎えて、静岡市内の「グランディエール ブケトーカイ」で開催され、以下の議題について協議が行われました。当協会からは、坂理事長、清水副理事長、丹羽研修指導

委員長、広瀬専務理事が出席しました。

- (1) 平成21年度事業報告及び収支決算報告について
- (2) 全産連及び各県協会の情報交換について

### ○第2回専務理事会議

平成22年10月1日(金)に、平成22年度中部地域協議会第2回専務理事会議が四日市市内の(社)三重県産業廃棄物協会の会議室で開催され、以下の議題について協議が行われました。また、会議に先立ち、(財)三重県環境保全事業団の三田処分場(海面埋立)を見学しました。当協会からは、広瀬専務理事が出席しました。

- (1) 廃棄物処理法の改正について
- (2) 「産業廃棄物最終処分場の維持管理」の説明会について
- (3) 事務担当者会議について

## 〈産業廃棄物処理関係 講習会の実施状況〉

平成22年度講習会のうち、7月27日(火)～28日(水)には、「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)」が開催され109名、9月8日(木)には、「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」が開催され121名、9月9日(木)には、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新)」が開催され122名が受講されました。講習会は、いずれも岐阜市内の「県民ふれあい会館」で行われました。



## 新規加入会員の紹介

平成22年9月3日に開催された第2回理事会（書面表決）で、次のとおり新規会員が承認されました。

### 【正会員】

会員名 代表者職氏名	住電話番所号	業の区分	備考
株式会社 さくらクリーン 代表取締役 丹羽敏郎	〒500-8224 岐阜市高田5-10-16 ☎058-216-1035	収集運搬業	

### 【賛助会員】

会員名 代表者職氏名	住電話番所号	組織数	備考
岐阜県家庭紙工業会 会長 桜井 太	〒501-3788 美濃市蕨生1851-3 美濃和紙の里会館内 ☎0575-34-8278	5	正会員から 賛助会員へ 移籍

### (参考) 会員の状況

会員区分	5月25日現在	入会数	退会数	9月3日現在	増減
正会員	351	1	6	346	△ 5
賛助会員	75	1	0	76	1
特別会員	2	—	—	2	0
合計	428	2	6	424	△ 4

### 変更届について（お願い）

当協会会員の社名・代表者・所在地・処理業の許可区分等に変更を生じた場合には、お手数ですが、事務局までご連絡くださるようお願いします。ご連絡をいただいた後、「変更届」の用紙をお送りします。

なお、正会員にあっては、許可区分及び許可内容等に変更を生じた場合は、この「変更届」に、許可証の写しを添付くださるようお願いします。

〔連絡先〕 〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12（岐阜県水産会館1F）

社団法人 岐阜県産業環境保全協会 事務局

TEL <058> 272-9293 FAX <058> 272-6764

平成22年9月

# 産業廃棄物処理業景況動向調査結果について(速報)

[2010年1－6月期]

社団法人全国産業廃棄物連合会

## 〔調査結果の概要〕

業況は持ち直しの動きが見られるものの、景況判断を「好転」とした企業は4%に過ぎず、依然として厳しい状況である。

- 2010年1－6月期の景況判断を「悪化」とした企業は57%で前回調査(2009年7－12月期67%)よりも10ポイント改善しているが、「好転」とした企業は4%で前回調査(6%)よりも2ポイント悪化している。業界環境は依然として厳しい状況である。

以下、業況感DI(「好転」・「増加」・「悪化」・「減少」の企業割合)の内訳

- ・景況判断DIは▲53で、平成21年7－12月期から8ポイント改善。
  - ・売上高DIは▲34で、平成21年7－12月期から2ポイント悪化。
  - ・処理量DIは▲30で、平成21年7－12月期から6ポイント悪化。
  - ・契約単価DIは▲31で、平成21年7－12月期から3ポイント改善。
  - ・営業利益DIは▲35で、平成21年7－12月期から5ポイント改善。
  - ・資金繰りDIは▲14で、平成21年7－12月期から5ポイント改善。
  - ・借入難易度DIは▲1で、平成21年7－12月期から5ポイント改善。
  - ・設備投資DIは▲25で、平成21年7－12月期から5ポイント改善。
  - ・従業員数DIは▲9で、平成21年7－12月期から7ポイント改善。
- 今後の景況感DIの見通しは、景況判断DIで▲50となっている。
  - 売上高の動向については、平成22年1－3月期で前年同期比(3ヶ月平均)▲12.2%、平成22年4－6月期で前年同期比(3ヶ月平均)▲6.8%となっている。
  - 処理量の動向については、平成22年1－3月期で前年同期比(3ヶ月平均)42.8%、平成22年4－6月期で前年同期比(3ヶ月平均)98.1%となっている。
  - 経常利益率については、平均値が5.24%となっている。回答割合は「5%未満」35.4%、「5－10%未満」19.1%、「10%以上」14.0%となっている。
  - 経営上の問題点については、1位「同業者相互の価格競争の激化」、2位「需要の停滞」、3位「顧客先からの値下げ要請」、4位「取引先の減少」、5位「人件費以外の費用増加」となっている。

※DIとは、ディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)の略で、「好転」・「増加」したなどとする企業割合から、「悪化」・「減少」したなどとする企業割合を差し引いた値である。

## 産業廃棄物処理業の許可の 有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。  
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。  
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会  
TEL 058-272-9293

## <協会への入会のおすすめ>

### — 協会組織の拡充・活性化強化を図るために —

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円  
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

### 社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

## 電子マニフェスト 加入料無料キャンペーン

実施期間：平成22年10月1日(金)～平成22年12月31日(金)

電子マニフェスト制度は廃棄物処理法第12条の5に規定され、排出事業者自らが委託した廃棄物の流れを把握し、不法投棄の防止等適正な処理を確保することを目的としています。

電子マニフェストの普及については、政府における普及目標の平成22年度普及率50%を目指し取り組んでおります。

この度、より一層の普及促進を図るために排出事業者及び処理業者を対象に加入料無料キャンペーンを実施いたしますので、この機会に是非ご加入下さい。

### ★【キャンペーン概要】★

実施期間	平成22年10月1日(金)～平成22年12月31日(金)
対象者	<b>排出事業者、収集運搬業者、処分業者</b> ※平成22年12月31日までの消印のある加入申込書が有効です。 ※「利用開始希望日」の欄には加入申込日から3ヶ月以内の日付をご記入ください。
内容	加入料無料

注) 本キャンペーン期間中に加入していただいた場合、「加入料」は無料となりますが、「基本料」と「使用料」は別途課金されます。詳細はJWNETホームページをご覧ください。



### 〈お問合せ〉

(財)日本産業廃棄物処理振興センター

情報処理センター 業務推進部

TEL:03-3668-6513 FAX:03-3668-7323

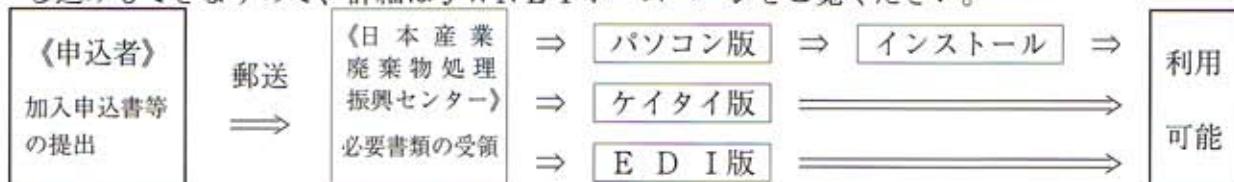
ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

## 〈電子マニフェストシステム(愛称: JWNET)の加入申込み〉

—事業者のマニフェスト事務の効率化のために—

### ○ 申込み方法

加入申込書、預金口座振替依頼書等の提出が必要です。加入申込書の用紙は JWNET ホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/>) から印刷することも可能ですが、当協会に加入申込書等の関係書類を備えておりますので、加入申し込みをされる方は、当協会へお問い合わせください。申し込みをしてから、1週間程度で手続きが完了し、(財)日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターから加入証等が送付されます。なお、インターネット (Web) での申し込みもできますので、詳細は JWNET ホームページをご覧ください。



### ○ 加入の単位

- ・排出事業者：排出事業場単位または排出事業場を管轄する支店、営業所等の単位で加入できます。
- ・収集運搬業者：業者単位です。複数の加入者番号を取得することもできます。
- ・処分業者：処分事業場単位です。同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることができます。

### ○ 利用料金

#### 【排出事業者】

料金区分	A 料 金 (多量排出事業者向け)	B 料 金 (少量排出事業者向け)	少量排出事業者 団体加入料金
加入料(加入時のみ)	5,000円(税抜き)	3,000円(税抜き)	3,000円(税抜き)
基本料(年額)	25,000円(税抜き)	40件まで 2,000円(税抜き)	不 要
使用料(登録情報1件につき)	10円(税抜き)	41件から 60円(税抜き)	60円(税抜き)

#### 【処理業者】

料金区分	収集運搬業者	処 分 業 者		
		処分報告機能 のみ利用	処分報告機能 + 2次登録機能の利用	
料金区分	収集運搬業者	A 料金	B 料金	
加入料(加入時のみ)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)
基本料(年額)	12,500円(税抜き)	12,500円(税抜き)	25,000円(税抜き)	40件まで12,500円(税抜き)
使用料(登録情報1件につき)	—	—	10 円(税抜き)	41件から 60円(税抜き)

### ○ 問い合せ先

#### ・(社)岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12 岐阜県水産会館1階  
TEL 058-272-9293 FAX 058-272-6764

### 岐阜県内の加入状況

平成22年9月27日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	2,201
収集運搬業者	129
処分業者	74
合計	2,404

## 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

### 【産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法】

#### 協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えでの購入となります。

#### 発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにて送信ください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日（土日祝祭日を除く）に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行（郵便局）へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

#### 送料について（送付先が岐阜、愛知、三重、静岡の場合）

単 票1箱 (100セット入り) 400円

連続票1ケース (500セット入り) 450円

\* 詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

### 【産業廃棄物管理票（マニフェスト）の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票（社）全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設八団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

#### 【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058(272)9293

FAX 058(272)6764

社岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

\* No. \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

\* No. \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設八団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 62ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設八団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 〒  
住 所

会社名

代表者氏名又は

取扱責任者氏名

### \*事務局記入欄

支払方法	払込No
	現金
整理	

電話番号

FAX番号

主な業種 建設業 製造業 医療・福祉 自治体  
その他 ( )  
(○をつける) 産業廃棄物処理業(収集運搬業・処分業)

(注) \*印の欄は、記入しないでください。

2010. 2

クリーンな社会づくりをめざす  
21世紀のパイオニア

とし わ  
**寿和工業株式会社**

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

**業務内容** 廃棄物・水質・土壤・臭気の分析等を行っています

**産業廃棄物**

- 溶出試験
- 含有試験

**水 質**

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

**土 壤**

- 底質
- 田、畑土、など

**肥 料**

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

**臭 気**

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

**産業廃棄物処理業**

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず  
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず  
・廃油（タールビッチ） ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず  
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず  
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

**特別管理産業廃棄物処理業**

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ  
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ  
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

環境関連機器販売

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、  
お困りの点・お悩みの点など  
ございましたら、何なりと、  
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地  
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661



新しい福利厚生サービスが始まっています！

## 協会が「ライフサポート俱楽部」と業務提携

仕事でも、レジャーでも、会員優待でお得にご利用頂けます。

### ご利用案内

#### ■ご利用資格

- 協会正会員(法人)の従業員、又は協会正会員(個人)の配偶等以内の親族  
(宿泊・ゴルフについては同行者も対象となります)



法人の場合

従業員



個人の場合

子供(配偶者)

孫(配偶者)等

#### ■お申込み・お問合せ

- フリーダイヤルにてご利用いただけます。

#### ■宿泊施設のご予約について

- 利用日の1年前より随時お受けいたします。  
(一部の宿泊施設を除く)

会員専用ホームページ ▶▶ <http://www.lifesc.com/>

### 「メンバーズナビ」入口



- お手元の会員証に記載された16桁の会員番号をすべて入力してください。

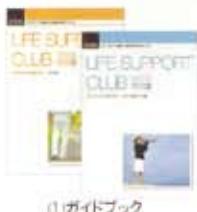
### 「パスワード認証」画面



- ご入会後はじめてパスワードを入力される方は、会員番号の下8桁をご入力ください。
- すでにパスワードをご登録・変更いただいている方はご登録・変更後のパスワードをご入力ください。

ホームページ限定の特別プランや格安キャンペーンなど情報が盛りだくさん！  
ご予約もホームページから可能です。

### 利用促進ツール

(1)ガイドブック  
(年1回発行)(2)ライフサポートプレス  
(年4回発行)(3)ホームページ  
(予約・お問合せ)

### 会員カード 平成22年6月に正会員に配布済です

ご予約の際に会員番号が必要となります。



表

裏

### ご利用フロー



1. 土、日、祝日も営業(年末年始を除く)
2. 予約はフリーダイヤル  
**0120-837-330**
3. 1年前から予約可能
4. Eメール、iモード、FAXは24時間受付

### お申込み・お問合せ

TEL 受付時間 9時～17時 休業日曜日	0120-837-330
FAX 24時間受付	0120-208-330
Home page	<b>03-6758-5510</b>
	会員専用メニューから、ウェブサイトに記載の番号(10桁)をクリック <a href="http://www.lifesc.com/">http://www.lifesc.com/</a>

名鉄観光の各店舗でパッケージツアーが最大6%割引でご利用できます！



自然に優しい未来を築きたい

## We Love Nature & Future



HATSURI  
KIMURA  
CORPORATION

株式会社  
はつり  
研木村

■本社  
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地  
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター  
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大グラ917-1  
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

## 産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

### 許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

### 積替保管

(岐阜県)

### 許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

### 許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は  
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

**TEL (058) 239-9931**

**FAX (058) 239-9828**

E-Mail [takaisho@sweet.ocn.ne.jp](mailto:takaisho@sweet.ocn.ne.jp)

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>

## 企 業 理 念

“安全で安心”循環型社会の創造は  
私たちの使命です



# 有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



## 有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434  
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp

## サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26  
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843



社団法人 岐阜県産業環境保全協会